

会議の名称	第60回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	令和5年2月8日(水) 14時00分～16時00分		
開催場所	市役所5階 5-6会議室		
出席者	(委員) 齋藤会長、山口委員、宮下委員、宮本委員、山田委員		
	(事務局) 久保文書法制課長、田口情報公開係長、鈴木主事		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	<p>諮問事項</p> <p>座間市死者情報の開示等に関する条例の制定について(諮問)</p> <p>審議事項</p> <p>座間市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例施行規則について</p>		
資料の名称	第60回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	<p>(会議結果)</p> <p>諮問事項</p> <p>○審議の結果</p> <p>諮問内容を適当なものと認める。ただし、相続人等の権利行使に支障のないよう十分に注意すること。</p> <p>○個別事項についての審査会の意見</p> <p>1 条例の対象</p> <p>座間市死者情報の開示等に関する条例(以下「死者情報開示等条例」という。)の対象となる市の機関を座間市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例と同様とすることは、適当であると認める。</p> <p>2 相続人等の代理人</p> <p>相続人等の代理人について、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の代理人の基準に沿って、単に相続人等の委任を受けた代理人が請求できるものとするのは、適当であると認める。</p> <p>3 開示に係る手続</p> <p>死者情報の開示に係る手続は、市民等の権利行使に支障を来さないよう法及び法施行等条例に準じることが、適当であると認める。</p>		

4 座間市個人情報保護審査会への諮問について

開示の決定に対する審査請求の方法を法と同様とすることは、適当であると認める。また、その他死者情報の取扱いについて専門的な知見に基づく意見を聴く場合には、諮問することができるものとするとは、了とする。

5 死者情報の取扱いに関する規定

市の機関が保有する死者情報は、概して生存する個人が死亡することで個人情報から移行して得たものであるが、法の趣旨に鑑みると、担当課が当該個人の死亡を全て覚知し、個人情報として分類されたものを死者情報として再分類することが困難であり、本諮問事項以外に死者情報の取扱いに関する規定を設けないことは、適当であると認める。

6 死者情報の訂正及び利用停止請求

市の機関が保有する死者情報は、請求者自身の誤りによるもの又は担当課の事務処理上の誤りによるものであった場合、現行条例で規定される訂正又は利用停止請求の権利を行使せずとも、担当課において適切かつ迅速に訂正又は利用停止される。また、双方の主張が正当であり対立した場合には、訂正又は利用停止請求権を行使することが考えられるが、当該死者情報は相続権又は財産権に直結する情報であるために請求人が係争中であることも想定され、相続人等の権利利益の保護を図るためには、当該請求権の行使が正当であるか否かについて慎重に検討を重ねた上で措置を講じるべきである。以上の点から、死者情報の訂正及び利用停止に係る手続の規定内容は複雑多岐に渡り、あらかじめ規定することは非常に困難である一方で、そういった複雑な規定を必要としない単純な訂正又は利用停止を求める相続人等の権利利益の保護に反する可能性があることから、当該訂正及び利用停止請求に係る手続を死者情報開示等条例に規定しないことは、適当であると認める。ただし、死者情報の訂正又は利用停止の請求を相続人等が求めることは阻害されるべきでないため、4で定める審査会への諮問規定の対象とすることなど

	<p>を通じて相続人等が権利利益の侵害を被ることのないよう配慮すること。</p> <p>(会議内容)</p> <p>(事務局：久保) 定刻となりましたので、第60回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは会長から御挨拶をお願いします。</p> <p>《会長挨拶》</p> <p>(事務局：久保) ありがとうございます。それでは、座間市個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。</p> <p>(会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず諮問事項について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>諮問事項</p> <p>(事務局：久保) 令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が本市に適用されることに伴い、令和4年12月に座間市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を制定しました。法は、個人情報を「生存する個人に関する情報」に限定し、「死者に関する情報」を適用外としていますが、現行の座間市個人情報保護条例では、死者情報を個人情報の定義に含めて取り扱っていることから、本市における死者情報の開示等に関する手続を定める座間市死者情報の開示等に関する条例の制定について、現行条例第47条の規定に基づき次のとおり諮問します。現行条例は、個人の権利利益を保護することを目的としていますが、個人と同様に死者にも尊厳が存在すること、個人が死亡した場合でもしばらくは個人としての属性が失われないこと、死者情報は相続人の財産等に直結すること等を理由に、主体的に権利を行使することが不可能である死者情報を「個人情報」として認めています。例えば、ある特定の個人が亡くなった際でも、直ちにその個人に関する情報は個人情報でなくなるのではなく、当分の間は個人情報として取り扱われるのが現状です。今後においても相続人等の</p>
--	--

権利利益の保護を図るため、死者情報に関する定めが必要であると考え、次の事項について御意見を伺います。はじめに、死者情報開示等条例の対象となる市の機関は、法施行等条例と同様とし、議会を除くこととしたいと考えています。理由は、現在、座間市議会における個人情報保護に関する条例が、議会において審議されていますが、当該条例中に、死者を個人情報として取り扱う旨が規定されているためです。次に、相続人等の代理人ですが、法における代理人の基準に合わせ、法と同様の運用を図るため、現行条例第18条第3項第3号で規定する「前2号に規定する者（法定代理人並びに配偶者、子及び父母）が保有個人情報の開示の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして実施機関が認める場合における代理人」という定義はせず、単に相続人等の委任を受けた代理人が請求できるものとする事としたいと考えています。これは、個人情報保護に関する法律と同様の規定であり、本条例における規定の水準を合わせたいと考えています。次に、開示に係る手続ですが、死者情報の開示に係る手続は、市民等の権利行使に支障を来さないよう法及び法施行等条例と同一のものとする事としたいと考えています。既に審議済みですが、法の施行等条例においても、現行条例と同じ水準の規定をすることで、市民の権利利益の保護を図るという目的がありましたので、死者情報に関しても同様の規定を設けたいと考えています。次に、本審査会への諮問についてですが、開示の決定に対する審査請求の方法は、法と同様とする事としたいと考えています。また、その他死者情報の取扱いについて専門的な知見に基づく意見を聴く場合には、諮問することができるものとする事としたいと考えています。開示手続の結果について異議等があった際の審査請求について、法と同様の手続を規定したいと考えています。また、その他の個別の事例についても皆様に意見を伺えるように規定したいと考えています。次に、死者情報の取扱いに関する規定並びに死者情報の訂正及び利用停止請求についてですが、個人情報と異なり、死者情報は、担当課において特定されている状態にないものが多く、特定されていることを前提とする現行条例の取扱い規定を引き続き適用することができないことから、死者情報

の取扱いについては、死者情報開示等条例には規定しないこととしたいと考えています。また、死者情報の訂正及び利用停止について、請求者である相続人等が係争中であつたり、個別の事例により請求の主張が正当であると認められなかつたり、個人情報と異なり死者は手続の取消しを申し出ることができないために開示の実施に当たり慎重な判断を求められたりすることから、相続人等の権利利益権の保護を図るためには個別の事例に対応する必要があり、それらを一般化して権利及び手続として規定すると複雑多岐に渡り、かえって相続人等の権利利益を不当に束縛するおそれがあることから、当該訂正及び利用停止の手続については、死者情報開示等条例には規定しないものと考えています。生存する個人に関する個人情報と死者の情報について、行政として通常事務をしている中で、明確な切り分けができない場合が多く想定されます。死者の情報の訂正について、本人は亡くなっていますので、その相続人や代理人が請求することが想定されますが、当該請求が正しいのかどうか本人が亡くなっている状況では判断しかねることもあり、慎重な判断が求められるところです。そのためには、条例の中で形式的に取り扱うのではなく、個別具体的に審査会の意見を伺うなど、慎重に判断したいと考えています。以上、個別の審議をお願いします。

(会長) それでは諮問事項について、個別に進めます。死者情報開示等条例の対象について、質問意見等ありましたらお願いします。法の施行等条例と同じということは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会ということによろしいですね。

(事務局：久保) はい。議会については、現在審議中であり、条文の中で死者についての取扱いがありますので、重複することを避けています。

《他の意見なし》

(会長) それでは、相続人等の代理人について、法における代理人の基準に合わせて、現行条例とは異なり単に相続人等の委任を受けた代

理人が請求できるものとし、ことさら法と変えるようなことはしないと。範囲としては広がるということですか。

(事務局：久保) 範囲としては広がります。法に合わせて広げるようにしています。

(会長) 質問ありましたらお願いします。相続人等ということで、等に事実婚も含むということですか。

(事務局：久保) 事実婚も含みます。

(会長) それでは他に意見がありましたら。ないようでしたら、代理人の定義を案のとおりにしてもらうことでよろしいですか。

《全員賛成》

(会長) それでは、開示に係る手続について、個人情報の保護法施行等条例と同じにするということですね。

(事務局：久保) 開示請求の方法、具体的には日数の定めや手数料の定めを同一とします。

(会長) 法よりも座間市の施行条例の方が短いのでしたよね。

(事務局：久保) そのとおりです。

(会長) それでは他に意見がありましたら。ないようでしたら、開示の手続を案のとおりにしてもらうことでよろしいですか。

《全員賛成》

(会長) それでは、審査請求の方法についてですが、法施行条例の第7条の話ですか。

(事務局：久保) 第7条に掲げるものと第8条に掲げるものです。ただし、第7条第2号で、安全管理措置について規定がありますが、先ほど事務局から説明したとおり、死者情報に関しては取扱いを規定しないので、第2号を除いたものとなります。

(会長) それでは他に意見がありましたらお願いします。

《他の意見なし》

(事務局：鈴木) 補足説明ですが、他市において、開示請求に関する審査請求先として、個人情報保護審査会に何う自治体もあれば、一般的な行政手続上の審査請求として行政不服審査会に何う自治体もあり、必ずしも個人情報保護審査会に何う必要はありません。本市とし

ては、専門的な知見を有する本審査会に伺うべきであると考え、施行条例と同様の取扱いを考えています。

(会長) それでは審査会としては、死者の情報に関する審査請求も本審査会にしてもらうことでよろしいですか。

《全員賛成》

(会長) それでは、死者情報の取扱いに関する規定について、死者情報の開示条例に規定しないということですね。

(事務局：久保) はい。より詳しく説明しますが、本市が保有する死者情報として、(1)取得時点で既に死亡した者に関する情報が考えられ、大規模災害時被災者死亡情報であったり、弔慰金支給対象者一覧であったり、最初から亡くなった方の情報を収集しているものが想定されます。特性としては、国又は県等への報告に伴う事務の場合や、遺族等に対し一定の同意の求め又は利用目的の明示等が可能であることなどが挙げられます。備考としては、死者情報を目的として取得又は保有する所掌事務は、基礎自治体の自治事務では極めて少ないと考えられ、その理由として通常生存する方に対する行政サービスが多いことがあります。次に、(2)取得時点では生存する個人であったが、後に死亡した者に関する情報が考えられます。想定されるものとして、生活保護費受給者死亡リストが挙げられ、これ以外にもその他多数の情報が考えられます。特性として、収集した時点では生存していたが、後に亡くなったことから、個人情報に死者情報に移行した場合です。また、死亡する前に得た収集、利用及び提供に関する同意又は利用目的の明示等が有効であるかについて、時間が経過していることもあり、疑義が生じます。備考として、担当課は、死亡した事実に関する情報を収集する法令等の定めがない場合は、住民基本台帳等の死亡した事実を登録するデータベースを利用できず、個人情報に死者情報に移行したことを覚知することは不可能な状況にあります。自治体は、死亡届を受けてある個人が亡くなったのだと把握しますが、事業課、担当課においては、必要な情報を抜き出して管理していますので、その個人が亡くなった事実を把握できず、生死を問わず個人情報として保有してしまう現状です。毎日あるいは毎月情報を更新して死

者を把握する方法がないので、市が保有する死者情報の取扱いの規定を設けることが難しく、設けないものとして考えています。また、補足説明ですが、国の考えについて、大規模災害等があった際に生存確認ができない場合について、他自治体から国に照会をしたところ、法が個人の権利利益を保護することを目的としていることから、生存確認ができない個人については、生存する個人に関する情報として取り扱うと考えられる、という回答がありました。実務上の話ですが、口座振込のエラー等により事務手続上で当該個人が死亡した可能性や県外に出て行った可能性を知ることはあっても、死亡した事実自体を覚知していない場合は、生存する個人に関する個人情報とみなして、死者に関する条例の開示で対応するのではなく、法による開示請求として対応する必要があると考えられます。死者情報の特定は、担当課が死亡した事実を覚知することが前提となります。

(会長) 自治体の事務として、生存確認ができないことから死者の情報として一括りにすることも難しいので、規定を設けないということですね。

(山田委員) 今補足の説明があったので理解できたのですが、死者情報が特定できないということで、諮問書の内容では分かりにくいと思います。死者情報の取扱いについては、死者情報開示等条例には規定しないとあって、これは誤解されるおそれがあります。趣旨は分かりますし、規定しないことについてはそのとおりであると思うので、もう少し追記する方が良いと思います。このままだとやり取りが分からないので。

(宮本委員) 今の補足の説明に合わせてですが、行方不明者の情報について、自治体によって出すか出さないかという話が話題になっていたと思います。そういう場合は、座間市としてどうされますか。条例の個人情報として守るかどうか、自治体によって判断が分かれるのかなど。

(事務局：久保) 行方不明者について、国の考え方にのっとれば、生存確認ができない者については、生存する個人とみなして法の適用を受けます。例えば、報道機関に情報提供するかどうかという点では、

法の規定として利用目的外の利用や提供の規定がありますので、同じ市の機関では相当の理由があれば可能であり、外部機関では特別な理由があれば可能ですので、ケースバイケースで慎重に判断することになると考えられます。また、災害に関しては、国の災害時情報提供に関する検討会において検討が継続されていますので、今後整理されていくところと思われます。

(宮下委員) 死者情報の開示請求について、請求が来た時点で担当課が確認するということですか。

(事務局：久保) 法令の根拠がない場合は死者の情報を確認することが難しいのですが、現行条例の取扱いとして、死亡届であったり死亡証明書であったり、あるいは戸籍の証明書を提示又は提出してもらうことで、死亡者に関する開示であることの区別を行います。自治体の中では、職員であっても住民基本台帳にアクセスできる人間は限られていますので、常時照会しに行く事務があれば権限がありますが、一般の事務職員にはありません。

(会長) 証明書類を提出してもらって死亡した事実を知ることが多いということですね。

(事務局：久保) そのとおりです。

(会長) 分かりました。それでは、続いて訂正及び利用停止請求について、説明をお願いします。

(事務局：久保) 生存する個人に関する情報について訂正や利用停止請求がある場合は、(1)本人が原因である場合と(2)市が原因である場合が考えられます。(1)本人が原因である場合、本人が誤って記載した届出書がそのまま市に保有されている場合等は、本人が訂正を申し出ることが可能であるので、通常は担当課において処理されます。一方で、正しい書類を提出しているにもかかわらず、(2)市が原因ということで、転記ミスのような事務処理ミスにより誤った情報が保有された場合等は、その申出を受け、担当課が事実確認できた場合は、担当課において職権等により訂正することが可能であり、通常訂正請求権等を行って訂正することは考えにくく、実際に本市における訂正請求の実績はありません。しかしながら、双方の主張が正当であって、な

お対立している場合に、これらの請求権を行使することが想定されますが、限られた状況にのみ存在する権利行使の場面であるといえます。ただし、生存する個人に関しては双方が正しい情報を持っていることは起こり得ますし、状態が日々更新されていきますので、例えば怪我をしたことで状態が変化したことなど、どちらの主張も正当であることは想定されます。死者の情報に関しても現行条例では生存する個人の情報と同様の取扱いであるとみなせることから、相続人等が提出した書類に誤りがあった場合は当然相続人等が訂正できますし、市が事務処理ミスした場合は担当課において訂正することができると考えられますが、双方の主張が正当であり対立している場合に、正当性についての問題点等が挙げられます。①正当であると主張する書類等が有効であるかの個別の確認が必要となること。これは、例えば、存命中に発行された証明書は、死者情報の訂正等に対し有効であるかは個別具体的に判断する必要があると考えているためです。最近亡くなった方で10年前の書類を持って来た際に、それを基に訂正請求できるのかについて、単純な時間経過だけでも疑義が残るものであり、個別に判断する必要があるのではないかと考えます。②個人情報の保有及び利用等に関する根拠が死亡したことで喪失するおそれがあること。これは、あくまで生存する個人に関する情報が必要な所掌事務であり、死者情報を保有できる規定（みなし規定含む。）がない場合、死者情報の保有自体が違反となることも考えられ、訂正請求の対象でなくなることも考えられます。個別具体的に関係法令であったり死者情報の性質であったりを確認すべきであり、一般化することは難しいと考えます。③相続人等の請求権の正当性を担保することが困難であること。これは、相続権や財産権に直結する情報であるため、請求人が係争中であることが想定され、一方の恣意的な訂正等を認めることで発生する影響の想定ができないため、認めること自体が適切でない場合があります。現行条例においても、死者情報の開示の際に、介護認定度の情報等であってもどのように使用されるのかを慎重に判断し、一方にのみ利することのないように慎重に判断しているところで、訂正請求等においてはより慎重に個別に判断する必要があると考

えます。最後に④個人情報の訂正及び利用停止と異なり、本人の意思による手続の取消しが不可能であることが考えられます。生存する個人であれば、代理人等による訂正請求等により本人の権利利益の侵害を被った際は、本人の申出により即時手続の取消しを求めることが可能ですが、死者は権利行使の主体となれないため、市の機関は、死者及び相続人等の権利利益に対し、個別の事例として最大限配慮する必要があると考えています。今挙げた4つはあくまで例ですが、想定できるものだけでもこれだけあるので、双方の主張が正当であることについて一般化困難であり、規定することにより本来そういった規定を必要としない方について不当に権利利益を縛ってしまうおそれがありますので、規定の必要がないと考えています。

(会長) 相続人間の利益として、例えば要介護5であって歩けなかったはずだ、いやそんなことはない、歩けたんだ、というどちらかの主張に与することは、判断の範疇を超えているということですよ。だからこういう規定、訂正・利用停止請求はあえて設けなくていいという趣旨ですね。

(事務局：久保) 明文化した規定を設けることは難しいのですが、請求の権利自体を否定するわけではないことを申し伝えます。

(会長) 今までにはそういう請求をされる方はいなかったですけど、今後請求がされた際に規定がないから駄目ですと門前払いしないで、その場合は審査会で一度受けて、こういう理由でできるできないの対応を審査会が意見するということですね。規定を設けると、門前払いでできないという話になってしまうので。

(事務局：久保) 形式的に進んだ結果、請求の権利を認めない場合が発生するおそれがありますので、明文化した規定は設けないこととしたいと考えます。

(会長) こういった趣旨について、何か御意見ありますか。

(宮下委員) 通常我々は開示された文書を見て、訂正を求めることがあります。開示に関する規定があっても訂正する規定がないのは、利用する側としては何のために条例があるのかという気がします。

(会長) 明らかな間違いであった場合は、こういった条例の規定を利用せずとも訂正できるのですよね。

(事務局：久保) はい。先ほど説明したとおりです。

(宮下委員) 現行条例においても同じでしょうか。

(事務局：久保) : はい。同じです。

(会長) (諮問の表現として) 訂正請求等に関して何もないというのも誤解があるので、明らかな誤りについては(そういった手続規定がなくとも)訂正される旨を示した方が良いでしょうね。

(宮下委員) 何かフォローするものがあれば丁寧かなと。

(山田委員) あらかじめ規定することが難しいという趣旨だと思いますし、そこはそうですね。

(宮本委員) 本人の誤りや市の誤りは個人情報に限らず行政情報全般の話なので、上手く表現できるでしょうか。

(山田委員) 明らかな誤りについてはあえて規定せず、担当課において即決で処理してしまうということで、規定には(訂正請求等の手続を)載せないのと、ルール化しないということですよ。その線引きを規定するのもまた極めて難しい話で。

(会長) 亡くなった方の情報は担当課で特定できないし、しかも相続人間の利益対立があることも想定されて、あらかじめ規定を設けることが難しいことになりますよね。

(事務局：鈴木) 審査請求ではなく、生存する個人に関する訂正・利用停止請求に疑義が生じた場合には、審査会に諮問することができないと法で定められており、国の個人情報保護委員会であったり、他市の事例であったりを参考にして方策を練ることしかできませんが、死者に関しては法の適用外であり、即決で判断ができない場合はその正当性に疑義があるということですので、審査会において御意見を伺えればと考えています。

(会長) ただ、どちらの主張が正当かというのを裁判のように証拠を集めて判断をするということではできませんし、難しいですよ。一度訂正請求等を受け止める場として考えるべきかと。

(事務局：久保)：あくまで御意見を伺う場ですので、判断は市が行います。

(会長) 趣旨については理解しましたので、訂正請求等を門前払いすることのないようにしてもらいたいですね。他に御意見はありますか。ないようですので、死者の情報の開示に関する条例については、審査会としては以上です。

(事務局：久保) ありがとうございます。

審議事項

(会長) 引き続き審議事項について、事務局から説明をお願いします。

《事務局説明》

(会長) それでは、何か御質問があればお願いします。

《意見なし》

(会長) それでは、審議事項についての審議は以上とします。会議の進行を事務局へお返しします

(事務局：久保) 御審議ありがとうございました。後日審査会で出された意見をまとめ、答申案を送付します。本日の審議は以上で終了します。ありがとうございました。

《閉会》